都市マスタープランの策定にあたって

１　鈴鹿市都市マスタープランの目的

都市マスタープランは、都市計画法第１８条の２に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、長期的な視点に立ち市町村が策定するものです。この「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、実際の法規制や事業が検討、計画され、都市づくりが進められます。

そこで、鈴鹿市では、「鈴鹿市総合計画２０３１（以下「総合計画」といいます。）」にある将来都市像を実現することを目的に「鈴鹿市都市マスタープラン」を策定します。

２　鈴鹿市都市マスタープランの位置づけ

「鈴鹿市都市マスタープラン」は、概ね２０年後の都市の将来像を展望しながら上位計画である「総合計画」に即した内容で定めます。

また、都市計画法第６条の２に基づき三重県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「三重県都市計画区域マスタープラン」といいます。）」（目標年度：２０３０（令和１２）年度）とも整合を図り策定し、分野別計画とも連携を図りながら都市づくりを進めます。

なお、「鈴鹿市都市マスタープラン」は、都市計画区域外も含む鈴鹿市全域を対象とします。

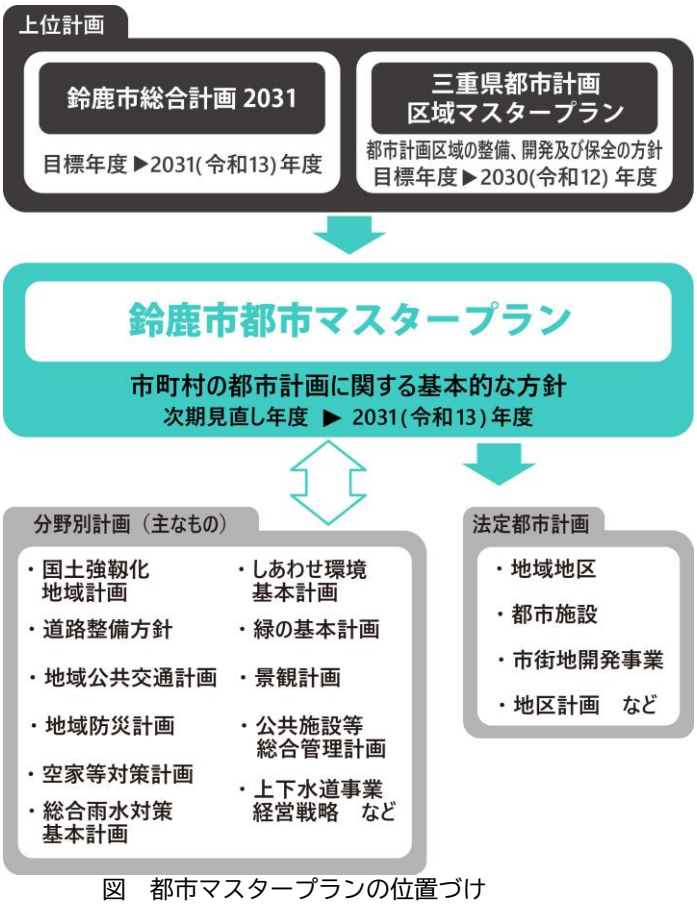

図　都市マスタープランの位置づけ

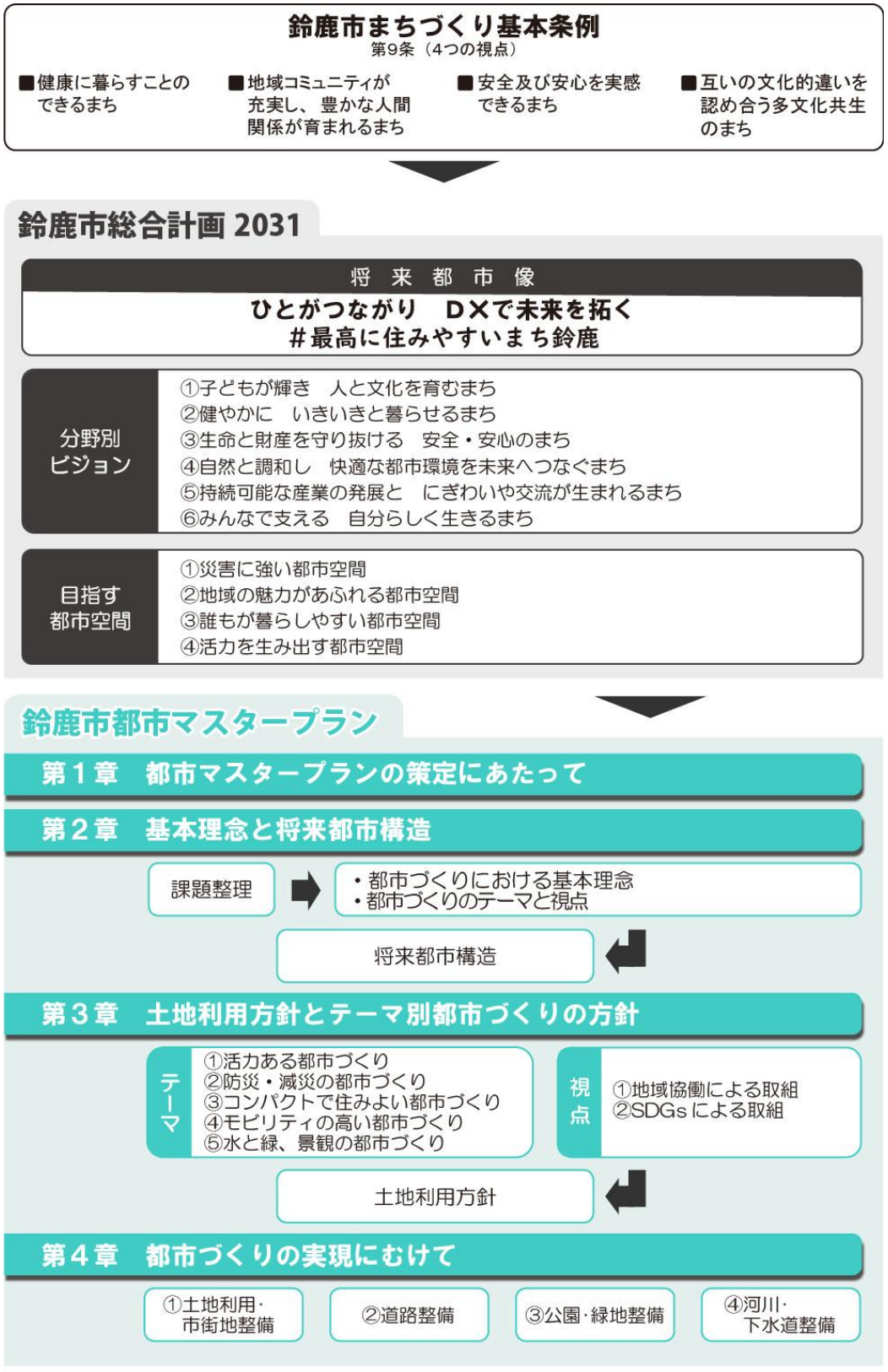

図　総合計画と鈴鹿市都市マスタープランの関係

３　鈴鹿市都市マスタープランの構成と役割

「鈴鹿市都市マスタープラン」は、全体構想と地域別構想により構成し、それぞれ以下のような役割を担います。

全体構想

- 将来都市像を市民と共有します。
- 将来都市像実現に向けて、本市が抱える課題を明確にします。
- 課題の解決に向けた都市づくりの方向性を定めます。
- 本市の都市計画の長期的な基本方針を示し、土地利用や道路、公園、市街地開発事業等の個別の都市計画に反映していきます。

地域別構想

- 地域独自の課題に応じた「地域別都市づくりの方針」を示すものです。

「鈴鹿市都市マスタープラン」の全体構想は、総合計画が目指す将来都市像の実現に向けて、「都市づくりの課題整理」から導かれた「都市づくりの方向性」である「５つのテーマ」と「２つの視点」を「基本理念」とし、この「基本理念」から「将来都市構造」を導いています。この「将来都市構造」を具現化するために「５つのテーマ」ごとに「都市づくりの方針」を設定し、それらを重ねあわせて「土地利用方針」を定めます。

また、「テーマ別都市づくりの方針」と「土地利用方針」を実現するための方策として「都市づくりの実現に向けて（都市整備の方針）」を示します。

地域別構想は、全体構想における「テーマ別都市づくりの方針」等を踏まえ、地域別に都市づくりの方針を示すものです。本市においては、各地域で地域計画が策定されており、その地域計画に都市づくりの方針について地域と検討し定めることに取り組みます。

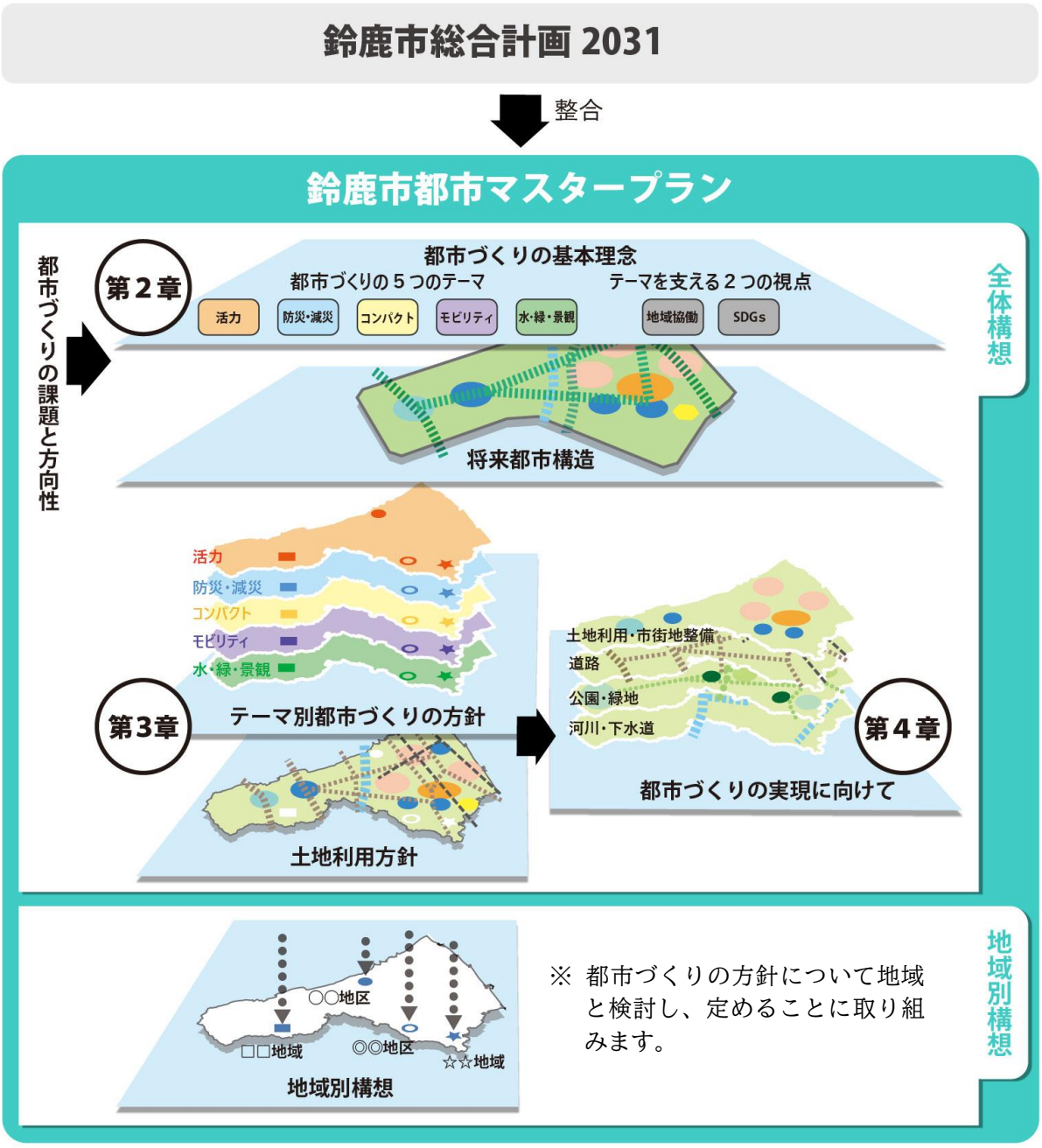

図　鈴鹿市都市マスタープランの構成

４　鈴鹿市都市マスタープランの見直し

「鈴鹿市都市マスタープラン」は、概ね２０年後の都市の将来像を展望した長期的なビジョンです。ただし、社会情勢の変化等の状況によって、必要に応じて「鈴鹿市都市マスタープラン」の見直しを行います。

また、上位計画である「総合計画」が改定される時期には、「総合計画」におけるまちづくりの方向性と整合を図るために、「鈴鹿市都市マスタープラン」の見直しを行います。

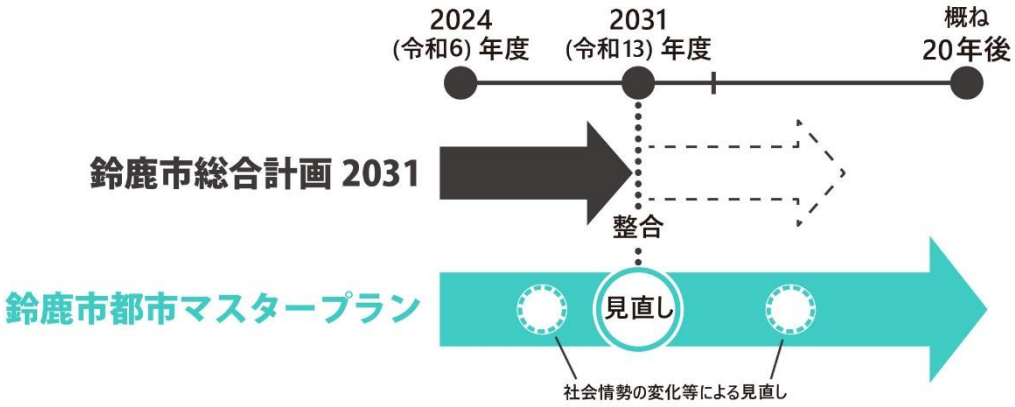

図　鈴鹿市都市マスタープランの見直し時期